



大祐詞三條編下

特別
イ 4
3163
157(3)





考云宣事を今本に宮事一本に官事とあるをに古に例ある言也。あり城いふ人ありといかりあり。宣字を誤るる。まゝ明々。○後秋云。天津宮事とハ高天原あり。天照大神の朝廷にて行ハせ給ふ儀式にあ

大祓詞三條辨下卷

根本真苗謹撰

如此出波天津宮事以氏

真苗云 如此出波とハ前々天津罪國津罪をう

けて云るあり。○天津宮事ハ上條に天神の神議々賜氏我皇御孫之命波豊葦原乃水穗之國乎安國止平久所知食止事依奉岐也。如

らひて其如く行ひ給ふ事、或は凡て此御國にあり皇御孫之命の朝廷に儀式も何れ皆かの天の朝廷にありて行はせ給ひ、或も也考に、宣字を宣に改めて説に、何れも皇祖神の御詔を奉りて宣のりや、ありや云々、或も宣事ハ皇祖神の詔事といひ、或も又うけ給へて、人の宣事か、紛ら多し、何方とも分り、若皇祖神の詔あり、其御名を奉へたふ、天津宣事といひて、ハ、此も聞え難く、例もあは事也、そのうへ皇祖神の詔ありて、事ハ云々、此命以と、或も此へ、

く天孫降臨あり、其時より天業あり、人道を立給へる御國あり、ハ、賞罰あり、そのに、行せしめて、天津宮事や云也、神代紀に、科素、或鳥尊十座置戸之、解除以手爪、為吉、爪棄物以足、爪為凶、爪棄物乃使天兒屋命、掌其解除之、太諄辞而宣之焉、や、或も、知

宣事以やいへるハ、例未だあり、若うけ給ひて、人の宣事と、其時ハ、下に天津祝詞乃、太祝詞事乎、宣礼と、同し、或の拙く重なり、文理や、のハ、然、何事にあて、宣事にて、ハ、或も、又天津宮事といふを、例に、或も、然、云々、ハ、或も、聖武天皇の大御母の御謚を、十尋、葛藤、高知、天宮、姫命、や、称、申、給へる、ハ、天津宮といひ、或も、或も、以て、あり

考云、古、大政を、掌へ、掌する人の連のかき、或も、ハ、大連、臣、か、け、或も、或も、大臣、や、云、或も、大と云事相似なり、但、大連、大臣、ハ、か、或も、或も、たて、い、ハ、大臣、或も、或も、いつ、あて、い、或も、又、神護景雲三年の詔に、因、神語、有、大、中、臣、而、中、臣、朝、臣

大中臣

考云、天、見、屋、命、より、始りて、神事、或も、掌る、官、あり、後、叙、云、中、臣、とい、ハ、中、取、臣、の、つ、あり、或も、也、考、云、或も、神、と、君、と、の、中、を、取、て、或も、或も、申請、や、也、大、中、臣、と、云、ハ、或も、へ、て、天、皇、或も、大、御、事、に、か、或も、ハ、大、某、や、云、例、あり、或も、神、祇、官、に、て、直、に、神、と、君、と、の、御

多延奴礼あり古歌に數
 多見ゆれとそハ皆礼婆
 と云意を礼との多いへ
 依にてその例とハ一
 かり

國の旨誠体きへお事との御趣
 意なるまこと誠けと全得へ

如此久乃良波天津神波

天磐門乎推披氏天之八

重雲乎伊頭乃千別尔千

別氏所聞食武

後叙云天磐門ハ
 天津神のあり

以殿の門也磐やいハ上文あり天磐座の類
 きて堅固よの祝言也後々叙云高尚はつ
 ら考ふに天津神ハ天磐門を披おはらいて
 於いて八重雲隔き遠き道を道別に道別て
 大被さる其わづ理の高山之末に天降るお
 てれろくをさむといふ意なりハハハを志
 かしくおやあはれ天降るてといはるる
 ハ次に國津神波高山之末短山之末尔上坐氏
 やいひて天津神ハハハよりおる天降る坐
 ちりるおやまハてあらせまら古文お多く

騰山はみの神云々に見
 然然ハ短山ハ於騰山
 にはくきハ然訓へ一經
 ハ山の上也麓を山本と
 云に對へ至又高ハ低に
 對ハ短ハ長に對言あ
 る城さくハ高山に對へ
 て短山と書ハハみか
 せよよるぬあをま
 名古人の筆也○後叙云
 短山ハ字のまに美自
 加夜麻と訓へ一高は不
 對へてみまうと云ら
 中昔の言に貴賤を高よ
 みかふと云る事多し

別氏所聞食武

後々叙云國津神の
 高山の末に於あり
 おはゆを也上にとま
 坐てといふも高きや
 ゆる故ありといふれ
 神のよく聞給ハむと
 乃ち理給ふへま志
 ハ物のよく見ゆは
 ゆるまハ高きハ
 後叙云國津神の
 高山の末に於あり

源氏物語に位もあ
 位早選叙令やま
 たり今昔の本に然そ
 訓ま又書紀天智卷
 に卑地をまかすや
 ると訓まされを以て
 見給ふ古少依れを
 ちりやいへる也○考
 云伊總理ハ雲霧をい
 るまその山の氣の
 略さる言あらは
 烟にいづといひ
 いたありはるま

所聞食武ハ天津神國津神諸共ありと國津
 神の方への云るま高山之末上坐氏也
 いへる同一ありはへて天津神をいハ
 ててまる古文のたらみま
 ハ考にいふも如く
 後叙云伊總理
 伊煩伊夫淋

常のまゝにて必^レ御門^ノ意とせ^ル朝^ノ内^ノ始^メ氏^ノや^レい^ハこ^ノ聞^クを^テ御門^ノ事^ニありて其内^ノこと^ハい^ハり^テか^クを^ヤ

考云紀伊伊弉諾尊曰我
所生之國唯有朝霧而薰
滿之哉乃吹撥之氣化為
神籬曰級長戸辺神亦曰
級長津彦神是風神也と
い^ハり^テ後^ニも^テ
の風や^ハい^ハり^テ也

科^シ戸^ト之^ノ風^{カゼ}乃^ノ天^{アメ}之^ノ八^ヤ重^ヘ雲^{ガモ}
乎^ヲ吹^{フキ}放^{ハク}事^{コト}之^ノ如^{ゴトク}久^ク朝^{アサ}之^ノ御^ミ
霧^{キリ}夕^{ユフ}之^ノ御^ミ霧^{キリ}乎^ヲ朝^{アサ}風^{カゼ}夕^{ユフ}風^{カゼ}
乃^ノ吹^{フキ}掃^{ハラフ}事^{コト}之^ノ如^{ゴトク}久^ク
後々^{後々}釈云^{後々}八^八重^重
雲^雲と^とい^いく^く重^重

よかきまれば雲をい^ハり^テ其^ノか^クを^ヤり^テ其^ノ城^シ
はま^ハり^テく^クを^ヤり^テ風^ノの^ノふ^クを^ヤり^テい^ハり^テハ
於^レの^ノつ^ツら^ら消^クゆ^ク其^ノ故^ハ吹^{フキ}放^{ハク}事^{コト}之^ノ如^{ゴトク}久^ク
い^ハり^テま^マ雲^ヲを^ハい^ハり^テ霧^ヲを^ハい^ハり^テ霧^ヲを^ハい^ハり^テ
ら^ハい^ハり^テい^ハり^テ詞^ノの^ノい^ハり^テ又^ハ風^ヲを^ハい^ハり^テ
い^ハり^テ云^フて^ハ雲^ヲを^ハい^ハり^テ霧^ヲを^ハい^ハり^テ風^ヲを^ハい^ハり^テ
い^ハり^テ同^シく^ハい^ハり^テを^ハい^ハり^テい^ハり^テま^マを^ハい^ハり^テ
い^ハり^テ聞^クを^ヤり^テい^ハり^テと^ハ言^フ文^ノの^ノい^ハり^テ
い^ハり^テ後^ニ世^ノの^ノ人^ノの^ノい^ハり^テに^ハい^ハり^テお^ハい^ハり^テい^ハり^テ
か^ク執^中抄^云科^シ戸^ト之^ノ風^{カゼ}乃^ノ打^{ウチ}掃^{ハラフ}事^{コト}之^ノ如^{ゴトク}久^クよ

穢を先^ツ濊^ツたは^レり^テ於^レへ
 るに^テ當^テき^テそ^レの^レ事^ト
 を^レ禍^ト津^ト日^ト神^トハ^レ世^ト中^トの^レ凶^ト
 事^トを生^レ行^レふ^レ神^トある^レに^テ
 是^レハ^レ罪^ト穢^トを^レは^レら^レひ^レ滅^ス
 始^メて^レハ^レ生^レる^レと^レ滅^ス
 表^裏の^レ違^ハひ^レある^レか^レ如^ク
 意^ニテ^レ深^ク理^有る^レま^レく
 あり^テも^レそ^レを^レ先^ツ被^レを行^ハ
 び^テ罪^ト穢^トを^レ清^クし^テ派^スハ^レ
 ろ^レの^レ國^トの^レ穢^トあり^テ起^ル
 る^レ禍^ト津^ト日^ト凶^ト事^トを^レ又^レ本
 の^レま^レに^テ國^トへ^レ返^レし^テや^レる
 ち^レわ^レく^レに^テそ^レを^レ先^ツ此

止^ト云^フ神^{カミ}
 後々^ニ叙^ス云^フさ^レも^レ高^ク山^ト末^トとい^フら
 る^レも^レ短^ク山^トハ^レか^レろ^クい^ハひ^テ詞
 の^レあ^レや^レを^レあ^レる^レら^レり^テけ^レる^レ高^クま^レ山^トの^レい^ハひ^ハ
 たり^テお^レは^レし^テそ^レの^レ水^トの^レい^ハひ^ハつ^クそ^レの^レ於^レち
 た^レま^レち^レゆ^クも^レあ^レる^レに^テや^レか^レる^レへ^レに^テ執^中抄^云
 佐^久那^太理^尔云^ク々^ハ廣^瀬祭^祝詞^云々^乃自^口
 狭^久那^多利^尔下^賜水^とり^て後^叙尔^佐
 例^の真^にて^真下^垂也^と云^フ如^クら^レハ^レ何^處
 の^レ山^ト川^トも^レて^レ云^フ詞^{あり}○瀬^織津^比咩^の
 瀬^織ハ^後叙^に瀬^下に^て彼^伊邪^那岐^神の^於中^に

神^ノ大^海原^に持^出仕^ひ
 て^はて^此天^{を見}え^る
 如^ク次^弟に^おり^やま^り
 て^終に^根國^も至^るハ^出
 鏡^罪穢^の其^本に^かへ^る
 ち^れハ^レ此^神の^生行^ひ
 玉^へる^凶事^を又^此神^の
 受^取て^本へ^かへ^り於^レて^表裏^のた^かひ^の如^クら^りも^同事^に來^りと^往と^のけ^らら^るも^あら^ず

瀬^降迦^豆伎^たあ^よと^古事^記云^クら^る意^の御^名
 也^かく^て此^神即^禍津^日神^也倭^姫命^世記^に菟^祭
 祭^宮一^座皇^大神^菟魂^伊弉^諾大^神所^生神^名八
 十^柱津^日神^也一^名瀬^織津^比咩^神是^也と^云る

後^叙云^ク八^塩道^とハ^上の^塩
 の^レ八^百道^をう^け重^ね
 て^いへ^る也^上名^ハ八^百
 と^云て^まい^ふら^ハと
 の^レみ^云ら^ハま^と違^へる^如
 如^ク聞^ゆめ^れと^ハと

オホ^{大海}原^尔ニ^モチ^持出^武奈^{如此}持^出
 出^往波^菟塩^之塩^乃八^百

のふいふとちち八十に
 八百を八千にわ
 ひく廣を八八百塩
 道といふに同也又
 速秋津日子日女二柱神
 ハ古事記に水戸神と
 多を古に塩の八百會
 に坐や云ハいづく處
 違ひありとも是に深よ
 どりありそ潮の八百
 會ハ此頭國の海上の堺
 にて根國の方へ潮の没
 往門口ありハ是又彼方
 の水戸也常に云水戸ハ
 川より海へ水の出る口

道乃八塩道之塩乃八百
 會尔座須速開都比咩止
 云神持可可吞武氏
 執中抄云 塩乃
 八百會也ハ後
 紀に八百の塩道の集會ふ所を云方々の潮道
 より派来る潮の老と法ところに集會て海底
 に卷没處也○速開都比咩後紀に古彼御禊
 段尔生坐る伊豆能賣神也その伊豆ハ阿伎豆

塩乃八百會ハ海より入
 て根國の方へ水の出る
 口ありハ此方にて川よ
 り出る所と彼方へ出る
 所の差ありハ其に
 同く水戸あり古傳の
 趣の妙なるまかかれ
 如くよく味ふへ

所約にちる御名にて即彼速秋津日子神速秋
 津日女神と同神也秋ハ明の借字也明ハ御
 禊尔依て清ありはるなり御名也○持可々
 吞やハかぶくと吞むことにて罪穢の水に
 交りて潮路より八百會れ黄泉の水門に卷没
 する吞まひ終ふなり也はて誠ハ吞終ふハ
 何れ水門に坐て罪穢の黄泉に歸入するを
 掌り終ふ神なる故にうくいへるあり後々
 云志りのいハ次尔氣吹戸主や云神氣吹放と
 かすね詞尔いとむとて吞て氣吹やよりる

後叙云或人間かの伊那
 那岐大神の御禊に此神
 日次に直毘神次に伊豆
 能賣にて其次第事の趣
 におくかあへり然社ハ
 あり小氣吹戸主若直毘
 神あり瀬織津比咩の
 次に氣吹戸主次に速開
 津比咩ありへあに此二
 柱神の御事次第あか
 へるあやうハいろに答

文詞のあやうにおくけあやへはる也
 されハ氣吹放たあふと云る譬也
 如此久可吞波氣吹戸
 坐須氣吹戸主止云神根
 國底之國爾氣吹放如
 此久氣吹放波根國底之

先被にて罪穢の除さる
 清さる次第初に瀬織津
 姫早川の瀬より大海原
 に持出され次に大海原
 を経て塩の八百會あり
 至るハ此氣吹戸主神の
 いふを放らておろしや
 皇孫よにて次に速開津
 姫の吞孫也然社ハ彼
 御禊に生坐る次第と違
 へるあやう然に氣
 吹戸主の事を瀬織津姫
 の次に云はる後には
 古にいふ故に略々を
 乃也さあさるハ大

國爾坐速佐須良比咩登
 云神持佐須良比失
 吹戸トハ此氣吹戸主神の諸の罪穢をいふに
 放らや皇孫の處のかまををあらくいへるに
 てはり被つ物字川に流し棄る處よりきて
 終に根國に至るあての間ふあらくわする名
 らり坐といへる氣吹戸といふ所の一つあり
 きて聞ゆれとハ然らば上上の二の例乃

咩ハ須勢理毘賣にて其神ハ被に由縁をたう如くされしより深まゆきあり
 其先氣吹戸主の根國ふいふに故らやまはれしより被の事ハ竟て此比咩神のけきし失ひ
 致しハその被の驗を立致し御志まも也故ら四柱の神の中に此神のみハかハ伊邪那岐大神
 の御禊に生坐す神ふより守りて其禊の驗に生坐す貴御子須佐之男大神の御女也まはれしより深ま
 理りしより被にほり其御父須佐之男大神又被にほりて罪穢清まりて世に大功を立致し其御
 和太國主神はけりまはれしより八十神の禍事に遇致し根國に至坐て此須勢理毘賣命に要坐此
 比賣神の御てかひふよりて顯國ふかへし世に多しある大功を立致しされし此也神の人
 民の罪穢をけりし失ひ致して福を得ると事の趣を運ひ全く同一を思ふへし大國主神と此
 之と神とをて御禊に生坐す須佐之男大神の御後ほりて夫婦とありて此功を立致しされし又
 ふかきまをわらふへし

後釈云不在止被給比清
 給事や次の語を
 へたりしはく詞也

如此久失波天皇我朝廷

て上ハ皇御孫之命乃朝
 廷身始云々罪止云布
 罪波不在止といひ
 云々事之如久遠罪波不
 在止やいひて又まは
 らか云ハ同一ま
 のいづつハ重なりて
 拙らう如くあれとされ
 古文のほひありてす
 語の條理をわいて見
 けハ拙らうの條理す
 やありて聞ゆ也

尔仕奉留官官人等乎始
 天下四方波自今日始
 罪止云布罪波不在止
 真苗云上の條々に云は如く神漏岐神漏美乃
 命以旦云々皇御孫之命を此葦原水穗之國
 天降し致し安國と知し食といふ件より皇
 上を奉戴し朝旨或遵守せむへた事との教則

の基^{モキ}あり。又天之益人等我云々あり。許々太^{コ、ダク}久
 乃罪出武^{ノ、シイテム}やあり。如く其悪行を治し。犯^トを
 去^クくのち紅^{ベニ}そ。天理人道を明にきへる事との
 教則の基あり。天津宮事以互^{天津宮事以互}す。天津祝
 詞乃太祝詞事乎宣礼とある件に。敬神愛國
 の旨。切^ツ体^{カミ}きへる事。その教則の基なるは。天
 津神波^{天津神波}天磐門乎押披^{天磐門乎押披}氏云々あり。その件に
 あり。自今日始^{ケフヨリ}氏罪止云罪波不在止やいふ
 てハ。敬神愛國の旨を体し。天理人道を明に
 皇上を奉戴し。朝旨を遵守せよとの三條の教則

により。戻^ハり。者あり。その過ちを
 改^カめて。被^ヘ具^ケを出し。滅罪の被^ヘをかくする上か
 ら。その罪咎をまぬらひぬへ。我云々
 あり。今世贖金^{ミツユ}出さる。事の趣ハ一なり。はし
 ハ百官人を始め。四方國人あり。天津神國津神
 の恩^{ミツユ}頼^ユを蒙^{ウケ}りて。罪やいふは。みハあり。とい
 ふ。

高天原 尔 耳振立聞物 止
タカ マノ ハラ ニ ミ、 フリ タテ、 キクモノ ト

馬牽立氏

後叙云 高天原尔之殿造里
をいよとて 高天原尔子木高

知と云や於あし意あて、あうわくといよあ
やらあ、かあうけある高天原あて、至るよりに
ハ、あうけあ、の言故高天原あ坐神たちに、聞食
せといよ意也やいよ説ハ、いよけくま、真苗
云後叙に云終なる如く耳振立氏や云ハ、上代
と里馬を被具やうて、朝廷にてる、何まの國々
ても牽出き式たるあうあ、古書やるに見えら
里、其被具を以て、直る詞の上はそへて、あやあ

今年六月晦日夕日之降

乃大被尔被給比清給事
乎諸聞食止宣

せらやいよハ、馬ハ耳お高くして、聞くまの
疾大獸らるから、そ、けうりて然云るらう、はて
あハ、馬牽立氏被給比清給事乎
諸聞食とけく、てにをはらう

後叙云。四毛國ヤリ毛
字ハ後世人の言ハリ
あつに加へたるもの也
よもの國ありしハハ
たふ四方とも四面とも
書ハる古書の例あり毛

クダチ・クダチ
降ハ久陀知とよむ古言也。朝ス為る事にハ朝
日之豊榮登ルヤいハ朝夕おとをかく云ハ
古の雅言なり○諸と云けりハ集侍親王云
々等諸ヤある諸をけりハ宣と云中臣みつ
からいハあること
ハ一老と云

ヨクニウラベトモオホカハダニモチ
四國ト部等大川道尔持
マカリイテテハラヒヤレトノル
退出氏被却止宣
考云ト部ハ解
除の事をやる

字を書き例あり
考に云ハる如く三
國より出テ諸國よ
ハ出たることハ
ハあるも四國あり
國のト部也。四時祭式大
被御贖條に召中臣稱唯
率文部四國ト部入云々
宮内省式に四國乃ト部
等云々台記別記大嘗會
中臣壽詞云ハ四國ト部
等云々ありてを以て
あるハハハハハハ伊
豆壹岐對馬に今一國ハ

ありハ被詞をけりて後そのはくハ法その故
川辺に持出て流しやきと仰せ給ふなり
云四國ヤハ在京りと伊豆壹岐對馬との四
國也○大川道トハけりハつみのを流すて
て海ハらハやりにハ川ハその道なるゆゑに
あるに道と云いハるありけりハれありヤ
る川ハそのやまハの京にあり何の川ハ
る有ハハ○退と云京あり外ハゆく城い
○被却ハ神祇令にト部為解除ヤハ是也○
けり此段ハ初ある集侍親王云々の段と共に

此の條を起すに先づ大正十一年の
てこの條を起すに先づ大正十一年の
角に於ては、
此の條を起すに先づ大正十一年の
てこの條を起すに先づ大正十一年の
角に於ては、
此の條を起すに先づ大正十一年の
てこの條を起すに先づ大正十一年の
角に於ては、

をの條に於ては、
五十七、九十九、
此の條を起すに先づ大正十一年の
てこの條を起すに先づ大正十一年の
角に於ては、
此の條を起すに先づ大正十一年の
てこの條を起すに先づ大正十一年の
角に於ては、
此の條を起すに先づ大正十一年の
てこの條を起すに先づ大正十一年の
角に於ては、

